

# 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び 第4期特定健康診査等実施計画 概要

## ■ 計画の概要

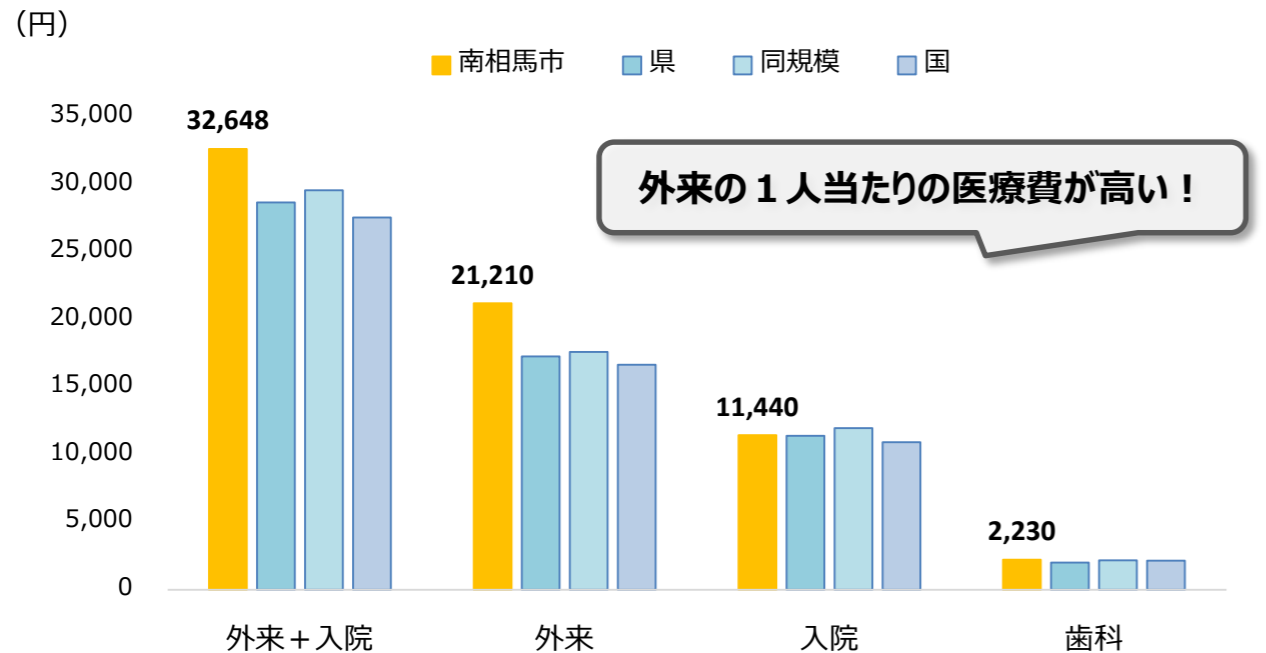
本計画は、保健事業を効果的かつ効率的に実施するための保健事業実施計画（データヘルス計画）と生活習慣病予防を目的とした特定健康診査等実施計画を一体的に策定するものです。  
計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間とします。

## ■ 計画の位置づけ

	保健事業実施計画	特定健診等実施計画
法律	国民健康保険法に基づく保健事業の実施に関する指針	高齢者の医療の確保に関する法律
概要	被保険者の健康・医療データを活用して効率的・効果的な保健事業を実施するために策定する計画	生活習慣病の予防と早期発見のための特定健康診査及び特定保健指導の実施方法や実施率に係る目標値等について定める計画
対象者	国保被保険者	40歳から74歳の国保被保険者

## ■ 現状分析

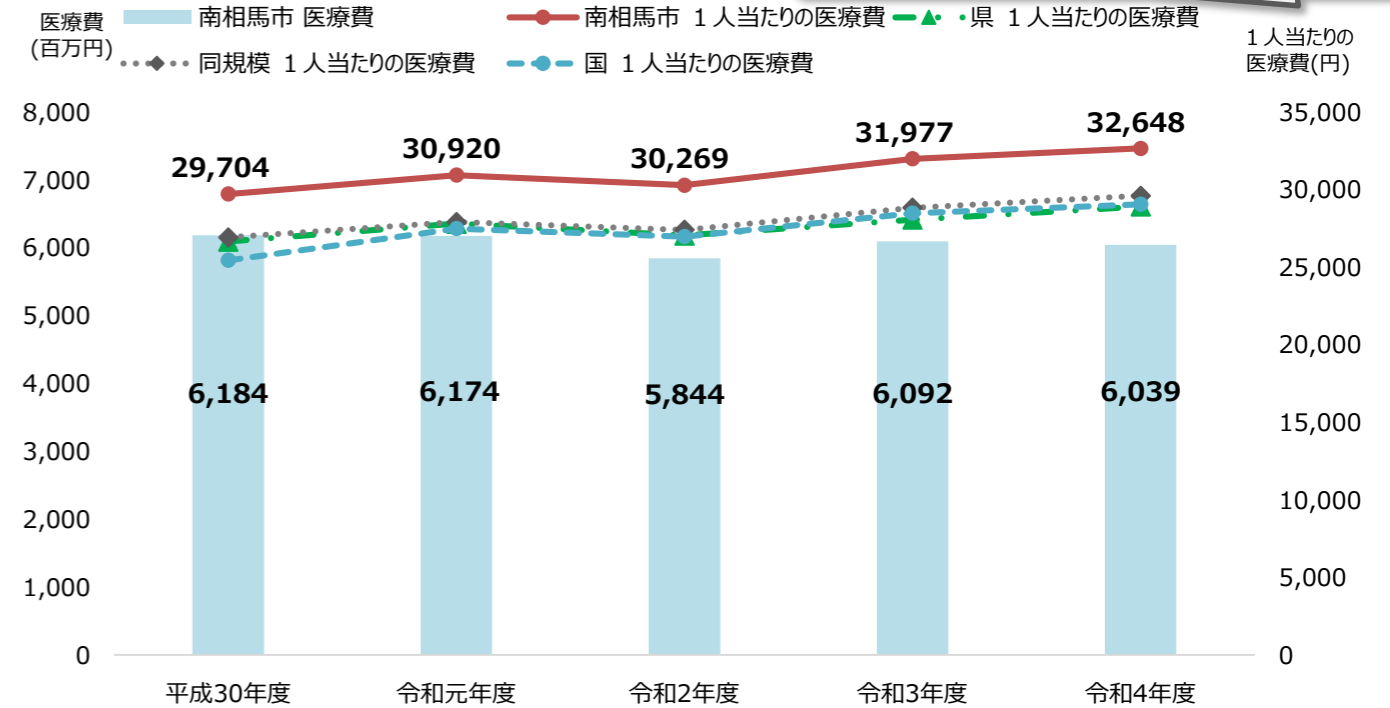
### ① 1人当たりの医療費（R4）



外来の1人当たりの医療費が高い！

出典：国保データベースシステム（KDB）「地域の全体像の把握」「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」「同規模保険者比較」

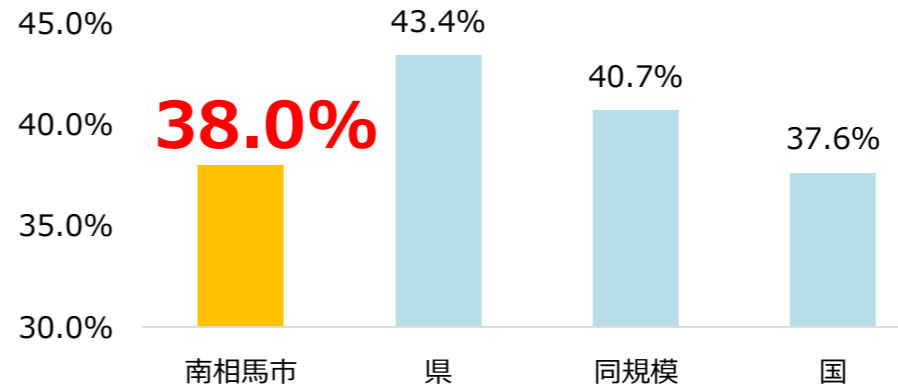
### ② 年度別医療費の推移



1人当たりの医療費が増加傾向

出典：国保データベース（KDB）システム「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」  
被保険者1人当たりの医療費…1か月分相当

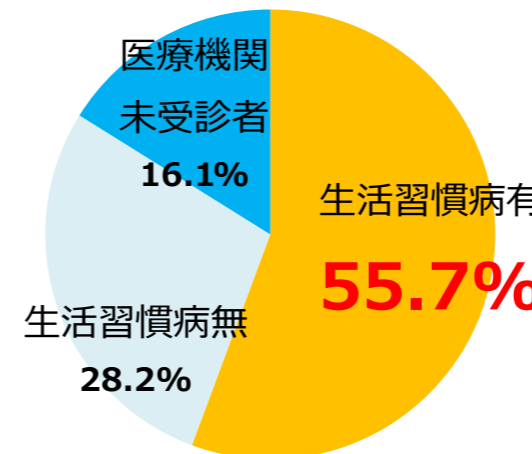
### ③ 特定健康診査受診率



健診受診率が低い！

出典：市のデータは法定報告値、他は国保データベースシステム（KDB）「地域の全体像の把握」

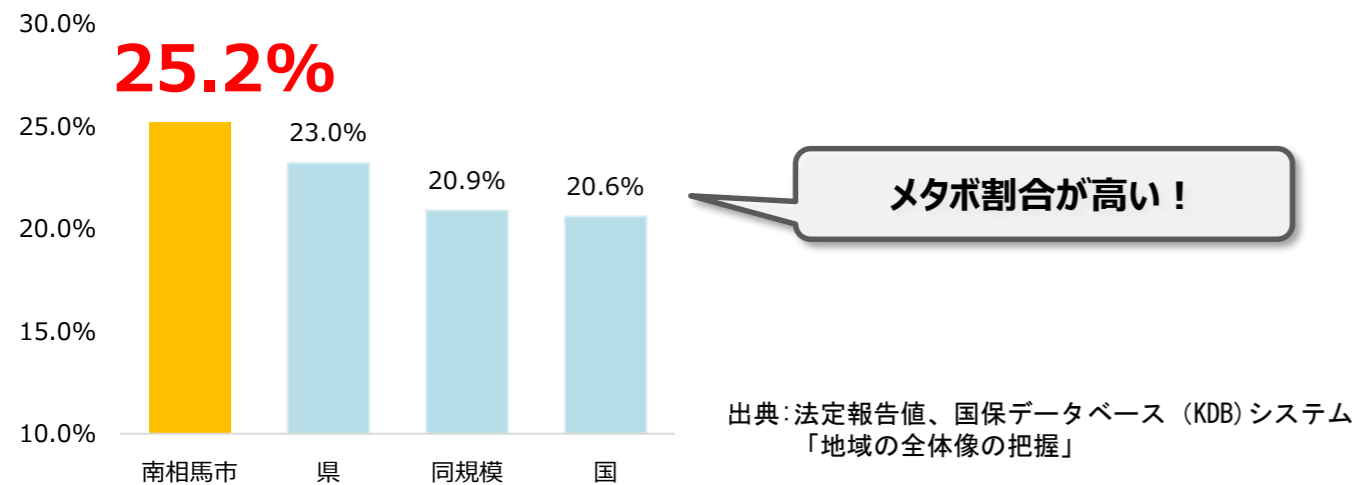
### ④ 生活習慣病有病率



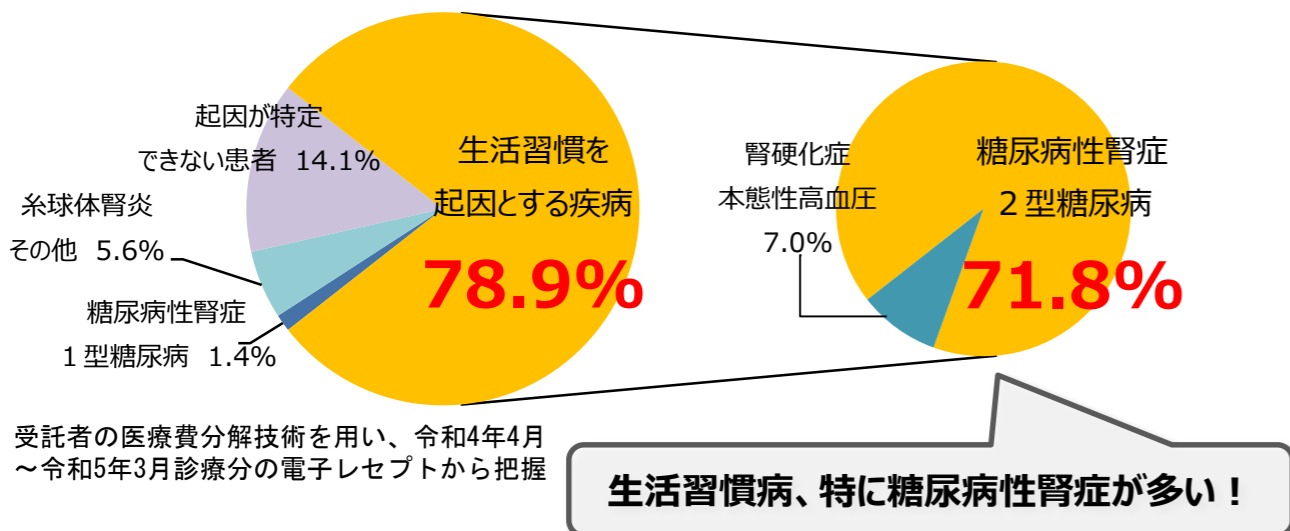
2人に1人は生活習慣病！

受託者の医療費分解技術を用い、令和4年4月～令和5年3月診療分の電子レセプトの疾病毎に点数をグルーピングし算出。

## ⑤ メタボリックシンドローム該当者割合比較



## ⑥ 透析患者の起因



## ■ 今後の方向性

- 生活習慣病の重症化リスクを有する被保険者に対し、生活習慣病の早期発見・早期治療による重症化予防に取り組みます。
- 1人1人が自らの健康状態を把握し、より良い生活習慣の継続につながるような機会・情報の提供、健康づくりのサポートを行います。

## <具体的に取組む事業>

### ① 特定健康診査事業

生活習慣病の発症前段階であるメタボリックシンドローム該当者及び予備群を把握し、保健指導につなげることを目的に健康診査を実施します。

目標値	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
特定健診受診率	45.2%	48.2%	51.2%
	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
特定健診受診率	54.2%	57.2%	60.0%

### ② 特定保健指導事業

特定健康診査結果において、内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目し、それを改善することで糖尿病等の生活習慣病の予備群等を減少させることを目的に、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行います。

目標値	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
特定保健指導実施率	40.6%	44.6%	48.6%
	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
特定保健指導実施率	52.6%	56.6%	60.0%

### ③ 糖尿病性腎症重症化予防事業

重症化リスクの高い医療機関未受診者に対する受診勧奨・保健指導を行い、治療につなげます。通院患者のうち重症化リスクの高いものに対し、地域の医療機関と連携し、保健指導を行います。

目標値	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
保健指導介入後の医療機関受診率	50.0%	54.0%	58.0%
	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
保健指導介入後の医療機関受診率	62.0%	66.0%	70.0%

### ④ 生活習慣病重症化予防事業

虚血性心疾患、脳血管疾患、新規人工透析等への移行を防止するため、未治療者への保健指導及び受診勧奨を行います。

目標値	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
保健指導介入後の医療機関受診率	59.0%	61.0%	63.0%
	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
保健指導介入後の医療機関受診率	65.0%	67.0%	70.0%

### ⑤ 受診行動適正化事業

適正な受診や服薬についての助言や広報やチラシ等を通じ、周知・啓発を行います。

### ⑥ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進事業

ジェネリック医薬品の普及促進を行い、医療費の適正化を図ります。

### ⑦ ポピュレーション事業

若い世代からの健康意識を醸成するため、広報やホームページ等を活用し健康に関する情報提供や、健康づくりのための健康教室等を実施します。

